

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新庄市長 山科 朝則

市町村名 (市町村コード)	新庄市 (205)	
地域名 (地域内農業集落名)	市野々地区 (市野々)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者のいない農家が多く、担い手となる後継者の育成や農地の担い手を呼び込む事を推進する必要がある。また、離農して農地を譲渡や貸し付けたいという農家も多いが、規模拡大意向の農家もいることから、地域内でそのような農家への集約を進めていく事が必須である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の中心的担い手が2経営体ほどおり、その経営体が地域内農地を優先的に担っていくこととする。また、上記課題でも必須と記述した地域内の担い手への集約を一層推進していきたいと考えている。なお、転作の畑作物のそばの生産については、地域内で生産組合を組織し、効率的な生産体制を構築して将来的には生産面積の拡大をしていく予定である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	45 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後の地域計画の話し合いの中で、農用地区域については確認整理していく予定である。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
経営規模拡大意向のある担い手(認定農業者)が地域内農地を優先的に耕作していくこととする。地域内営農者相互に農地の出し手情報の交換及び収集を図りながら、現担い手や将来的担い手への農地の集約化を働きかけていきたい。
(2)農地中間管理機構の活用方針
経営農地の集約化をより推進していくため、出し手となる農地所有者は、原則農地を農地中間管理機構へ貸し付けていくこととする。地域の担い手が、病気やケガなど様々な事情により営農の継続が困難になる場合については、農地中間管理機構の農地バンクとしての機能を活用し、農地の円滑な耕作継続が出来るよう、新たな受け手への貸し付け等を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
より効率的な営農のため、基盤整備が必要となる地域内の農用地については地域の担い手で検討をしていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、その経営体の営農をしていく上の意向を踏まえながら、担い手として育成していくため、市及び農業協同組合、土地改良区などの営農に関わる各種組織と連携しながら、地域の担い手の確保・育成に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				